

改正

平成29年12月22日規則第55号

浜田市有料駐車場条例施行規則

浜田市有料駐車場条例施行規則（平成17年浜田市規則第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、浜田市有料駐車場条例（平成27年浜田市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（普通駐車に係る利用許可）

第2条 条例第9条第1項の規定により普通駐車に係る利用の許可を受けようとする者は、自動車を浜田市有料駐車場（以下「駐車場」という。）に入場させる際に、駐車券（様式第1号）の交付を受けることにより、当該利用の許可を受けたものとみなす。

2 駐車券は、再交付しない。

3 駐車券を紛失、破損又は汚損した場合であつて、駐車場に入場した日時が確認できないときは、当該日時の認定は、指定管理者が行う。

（定期駐車に係る利用許可等）

第3条 条例第9条第1項の規定により定期駐車に係る利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市有料駐車場定期駐車利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があつたときは、許可の可否を決定し、許可したときは、浜田市有料駐車場定期駐車利用許可書（様式第3号）及び定期駐車券（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により許可する期間は、当該年度内に限るものとする。

（利用許可の変更）

第4条 前条第2項の規定により定期駐車に係る利用の許可を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、許可された事項を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項に規定する許可を受ける場合について準用する。

3 定期利用者が利用の許可を受けた期間の満了後引き続いて定期駐車をしようとするときは、その利用料金を納付することにより、第1項に規定する変更の許可を受けたものとみなす。

（利用の廃止）

第5条 定期利用者は、許可された定期駐車に係る利用を廃止しようとするときは、浜田市有料駐車場定期駐車利用廃止届（様式第5号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用券）

第6条 条例第14条第1項の規定により発行する利用券は、様式第6号のとおりとする。

（利用料金の減免）

第7条 条例第17条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 浜田市の職員が公務のために利用するとき 利用料金の全額

（2） 駐車場の管理上指定管理者が必要と認める利用をするとき 利用料金の全額

- (3) 石央文化ホールを利用する者が、浜田市道分山立体駐車場を利用するとき 利用料金の2分の1の額
- (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき その都度市長が定める額
(利用料金の還付)

第8条 条例第18条ただし書の規定により既に納付した利用料金（以下「既納利用料金」という。）を還付することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害又は定期利用者の責めに帰さない理由により、駐車場を利用できなくなったとき 当該既納利用料金の全額
- (2) 定期利用者が、利用開始のときまでに利用の取消しについて指定管理者の承認を得たとき 当該既納利用料金の全額
- (3) 定期利用者が、利用の許可の変更について指定管理者の許可を受けた場合において、変更後の利用の許可に係る利用料金の額に対し、既納利用料金に過納金が生じたとき 当該過納金の額
(損傷等の届出)

第9条 条例第20条第2項の届出は、浜田市有料駐車場損傷滅失等届（様式第7号）によるものとする。
(係員の立入り)

第10条 駐車場の係員は、駐車場の管理上必要があるときは、利用を許可した場所に立ち入り、第2条の規定により普通駐車に係る利用の許可を受けた者又は定期利用者（以下これらを「利用者」という。）及びその関係者に必要な指示をすることができる。
(利用に係る事故の責任)

第11条 駐車場の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとする。
(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日規則第55号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第9条関係）